第十四号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第四十条の四関係）

［様式　略］

第14号様式記載要領

１　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

⑴　法人税法第75条の２第５項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があったものとみなされた場合を含む。）　当該取消しの処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内

⑵　法人税法第75条の２第７項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の２第７項の届出書を提出した場合（同条第11項第４号の規定により同条第７項の届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）　当該届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から22日以内

［⑶　略］

［２　略］

［削る］

３　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中　「その延長の処分がその適用を受けるその延長の処分取り消された

ことをやめた　となっている箇所については、届出の内容に応じて不要文字を抹消すること。

が失効した」

第十四号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第四十条の四関係）

［様式　同上］

第14号様式記載要領

１　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（⑴の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び⑵の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

⑴　法人税法第75条の２第５項（令和２年旧法人税法第81条の24第２項及び法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合（法人税法第75条の２第11項第２号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があったものとみなされた場合を含む。）　当該取消しの処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

⑵　法人税法第75条の２第７項（令和２年旧法人税法第81条の24第２項及び法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の２第７項の届出書を提出した場合（同条第11項第４号の規定により同条第７項の届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）　当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

［⑶　同左］

［２　同左］

３　連結親法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。）及び連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中「事業年度の所得」とあるのは「連結事業年度の連結所得」と、「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書」と読み替えて記載すること。

４　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中　「その延長の処分がその適用を受けるその延長の処分取り消された

ことをやめた　となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。

が失効した」

ただし、１⑴の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、１⑵の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。